

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第18号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
九千部学園	1～3 略		九千部学園	1～3 略	
	4 1、2及び3に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員	1		4 1、2及び3に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員	1
<u>佐賀コロニー</u>	1 <u>重度知的障害者と起居を共にして指導及び救護に直接従事することを本務とする職員(2に掲げる職員を除く。)</u>	<u>4</u>			
	2 <u>重度知的障害者と起居を共にして指導及び救護に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)</u>	<u>3</u>			
	3 <u>入寮者と起居を共にして生活指導又は職業指導に直接従事することを本務とする職員(4に掲</u>				

改正前		改正後	
	<u>げる職員を除く。)</u> 4 入寮者と起居を共にして生活指導又は職業指導に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。) 5 入寮者の生活指導、職業指導又は心理判定の業務に直接従事することを本務とする職員	2	
虹の松原学園	略	虹の松原学園	略
略		略	
市町立中学校及び市町立小学校	略	市町立の中学校、小学校及び義務教育学校	略
略		略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。